

福岡県障がい者長期計画・障がい者（児）福祉計画の概要

1 長期計画

- ・ 障害者基本法第 11 条第 2 項の規定に基づく、都道府県における「障がい者のための施策に関する基本的な計画」
- ・ 障がいのある人の自立や社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、施策体系、施策の方向について定めるもの。

障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）（抜粋）

（障害者基本計画等）

第十一条 （略）

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3～4 （略）

5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かななければならない。

6～7 （略）

8 第二項又は第三項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

9 （略）

2 福祉計画

(1) 障がい者福祉計画

- ・ 障害者総合支援法第89条第1項に基づく、都道府県における「障がい福祉サービスの提供体制の確保等に関する計画」
- ・ 「長期計画」に規定する施策を具体化するために策定。
- ・ 市町村において策定される障がい者福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から、障がい者の福祉サービスの提供体制の確保等の円滑な実施に関する事項について定めるもの。

障害者総合支援法（平成17年法律第123号）（抜粋）

（都道府県障害福祉計画）

第八十九条 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2～4 （略）

5 都道府県障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十二第一項に規定する都道府県障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

6 都道府県障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画、社会福祉法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7 （略）

8 都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者基本法第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

9～10 （略）

(2) 障がい児福祉計画

- ・ 児童福祉法第33条の22に基づく、都道府県における「障がい児通所支援等の提供体制の確保等に関する計画」
- ・ 「長期計画」に規定する施策を具体化するために策定。
- ・ 市町村において策定される障がい児福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から、障がい児の福祉サービスの提供体制の確保等の円滑な実施に関する事項について定めるもの。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抜粋）

第三十三条の二十二 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2～4 （略）

5 都道府県障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

6 都道府県障害児福祉計画は、障害者基本法第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画、社会福祉法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であつて障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7 （略）

8 都道府県は、都道府県障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者基本法第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

9 （略）

3 計画策定スケジュール（予定）

時 期	内 容
7 月	第1回審議会（概要、実施状況報告、障がい者実態調査結果、次期計画の策定方針）
8 月	市町村ヒアリング（福祉計画関係）
12 月	第2回審議会（具体的な計画案の提示・意見聴取）
1 月	パブリックコメントの実施
2 月	第3回審議会（修正案の提示・意見聴取・とりまとめ）
3 月	県議会（厚生労働環境委員会）報告、公表